

入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月21日

野洲市長 栢木 進

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 令和5年度工第9号
- (2) 工 事 名 市立野洲病院空調熱源等更新工事
- (3) 工事場所 野洲市 小篠原 地先
- (4) 工事概要 ① 北館空調用熱源冷温水発生器1台、東館空調用熱源冷温水発生器1台、西館空調用冷温水発生器2台を更新
② 付随する各冷却塔、冷却水ポンプ、冷温水ポンプ、膨張タンク、薬液注入装置を更新
③ 制御を行う中央監視盤1台を更新
④ 更新工事期間中は、空調が使用できないことから、春と秋に工事を行う
- (5) 工 期 契約締結日から令和6年6月30日まで
- (6) 契約条件 令和5年度債務負担行為につき、令和6年度に係る支払いは令和6年4月1日以降とする。なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。
令和5年度 約 40%
令和6年度 約 60%
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 事後公表
入札説明書のとおり

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本工事における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点において、令和5年度の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿において滋賀県内本店若しくは支店で登録しており、給排水冷暖房工事の「管工事」で登録している者であること。
- (3) 野洲市建設工事入札参加者の格付及び選定基準に基づく令和4年度の格付において、管工事業種のA区分として格付されている者、又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において管工事に係る総合評定値が900点以上の者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく管工事につき特定建設業の許可を受けている者。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - 1) 1級管工事施工管理技士など管工事の監理技術者の許可対応した者を配置すること。なお、公告日において、資格取得後10年以上経過していること。
 - 2) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- 3) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- (7) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市長から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持または運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1(野洲市役所本館2階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail: soumu@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
 - 1) 提出期間: 令和5年4月21日(金)から令和5年5月11日(木)までに提出すること。
郵送の場合、5月11日(木)までに必着のこと。
 - 2) 提出方法: 申請書等を郵送又は持参すること。
 - 3) 提出先: 上記(1)に同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付方法
 - 1) 交付期間: 令和5年4月21日(金)から令和5年5月11日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - 2) 交付方法: 設計図書等閲覧申請書(様式3)を上記E-mailアドレス先に受領したのちに、申請者に設計図書等をメールで送付する。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和5年5月30日(火) 午前9時30分 中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原2400番地)2階 防災研修室にて行う。

4 前金払、中間前金払及び部分払い 行う。詳細は入札説明書のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除する。

- 2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付すること。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者等の確認
落札決定後、工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の提出期限後における申請書の差替えは認められない。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。

以上